

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
-------	--------	-----------

<p>札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領</p> <p>札幌市アスベスト問題対策会議</p> <p>平成 29 年 3 月 (最終改定 令和 3 年 3 月)</p>	<p>札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領</p> <p>札幌市アスベスト問題対策会議</p> <p>平成 29 年 3 月 (最終改定 令和 4 年 月)</p>	
---	---	--

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 これまでの経緯・要領制定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材</p> <p> ア 吹付け石綿等（レベル1建材）</p> <p> イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2建材）</p> <p> (ア) 保温材</p> <p> (イ) 耐火被覆材</p> <p> (ウ) 断熱材</p> <p> ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3建材）</p> <p>(3) 点検対象となる施設</p> <p> ア 吹付け石綿等</p> <p> イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材</p> <p>(4) 点検対象施設内における石綿含有該当箇所の使用頻度</p> <p> ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板断熱材</p> <p> (ア) 使用頻度が高い</p> <p> (イ) 使用頻度が低い</p> <p> (ウ) 不使用</p> <p> イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p> (ア) 使用頻度が高い</p> <p> (イ) 使用頻度が低い</p> <p> (ウ) 不使用</p> <p>(5) 専門家</p> <p>(6) 工法</p> <p> ア 除去工法</p> <p> イ 囲い込み工法</p> <p> ウ 封じ込め工法</p> <p>(7) 繊維数濃度</p> <p> ア 総繊維数濃度</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 これまでの経緯・要領制定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材</p> <p> ア 吹付け石綿等（レベル1建材）</p> <p> イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2建材）</p> <p> (ア) 保温材</p> <p> (イ) 耐火被覆材</p> <p> (ウ) 断熱材</p> <p> ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3建材）</p> <p>(3) 点検対象となる施設</p> <p> ア 吹付け石綿等</p> <p> イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材</p> <p>(4) 点検対象施設内における石綿含有該当箇所の使用頻度</p> <p> ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板断熱材</p> <p> (ア) 使用頻度が高い</p> <p> (イ) 使用頻度が低い</p> <p> (ウ) 不使用</p> <p> イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p> (ア) 使用頻度が高い</p> <p> (イ) 使用頻度が低い</p> <p> (ウ) 不使用</p> <p>(5) 専門家</p> <p>(6) 工法</p> <p> ア 除去工法</p> <p> イ 囲い込み工法</p> <p> ウ 封じ込め工法</p> <p>(7) 繊維数濃度</p> <p> ア 総繊維数濃度</p>	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>イ 石綿繊維数濃度</p> <p>(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳</p> <p>(9) アスベスト管理台帳システム</p> <p>3 点検方法等フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>4 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p>	<p>イ 石綿繊維数濃度</p> <p>(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳</p> <p>(9) アスベスト管理台帳システム</p> <p>3 点検方法等フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p>4 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p>	<p>行間の変更によるページ数の整理 (以下、目次について同じ。)</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>5 改修等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>(7) 著しい損傷</p> <p>(4) 著しい劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p>(9) 劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p>(エ) 一部劣化</p> <p>(オ) 通常</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>6 点検結果の記録、保存及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>(1) 記録</p> <p>(2) 保存</p>	<p>5 改修等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>(7) 著しい損傷</p> <p>(4) 著しい劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p>(9) 劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p>(エ) 一部劣化</p> <p>(オ) 通常</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>(4) 封じ込め</p> <p>6 点検結果の記録、保存及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>(1) 記録</p> <p>(2) 保存</p>	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>(3) 報告</p> <p>7 結果の取りまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>8 備考等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>(1) 省令等による点検について</p> <p>(2) 本要領の見直しについて</p> <p>9 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>10 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>(1) 要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること</p> <p>11 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>(1) 別添1) 各石綿含有建材における点検フロー</p> <p>ア 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー</p> <p>イ 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー</p> <p>ウ 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー</p> <p>エ 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>(2) 別添2) 点検頻度及び点検実施者</p> <p>(3) 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>(4) 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>(5) 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について</p> <p>(6) 別添6) アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点</p> <p>(7) 別添7) 帳票様式・記載例</p> <p>ア 7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</p> <p>イ 7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</p> <p>ウ 7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</p> <p>オ 7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</p>	<p>(3) 報告</p> <p>7 結果の取りまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>8 備考等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>(1) 省令等による点検について</p> <p>(2) 本要領の見直しについて</p> <p>9 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14</p> <p>10 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14</p> <p>(1) 要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること</p> <p>11 添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14</p> <p>(1) 別添1) 各石綿含有建材における点検フロー</p> <p>ア 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー</p> <p>イ 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー</p> <p>ウ 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー</p> <p>エ 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>(2) 別添2) 点検頻度及び点検実施者</p> <p>(3) 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>(4) 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>(5) 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気濃度測定について</p> <p>(6) 別添6) アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点</p> <p>(7) 別添7) 帳票様式・記載例</p> <p>ア 7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</p> <p>イ 7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</p> <p>ウ 7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</p> <p>オ 7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</p>	

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領改定案 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>カ 7-5) 施設分類</p> <p>キ 7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等）</p> <p>ク 7-7 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材）</p> <p>ケ 7-8 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））</p> <p>(8) 別添8) 参考資料</p>	<p>カ 7-5) 施設分類</p> <p>キ 7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等）</p> <p>ク 7-7 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材）</p> <p>ケ 7-8 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））</p> <p>(8) 別添8) 参考資料</p>	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
-------	--------	-----------

<p>4 点検</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 ～ イ 調査手順</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設を所管する職員又は施設を管理する職員（以下「施設職員」という。）が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>また、室内環境濃度測定を行い、総繊維数濃度が1本/Lを超えた結果を確認した場合は直ちに環境局環境対策課へ連絡し、その後の対応について協議すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損傷、劣化状態</th> <th style="text-align: center;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I 著しい損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 部分的な損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">III 通常</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。	II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。	III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。	<p>4 点検</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 ～ イ 調査手順</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設を所管する職員又は施設を管理する職員（以下「施設職員」という。）が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>また、室内環境濃度測定を行い、総繊維数濃度が1本/Lを超えた結果を確認した場合は直ちに環境局環境対策課へ連絡し、その後の対応について協議すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損傷、劣化状態</th> <th style="text-align: center;">I</th> <th style="text-align: center;">II</th> <th style="text-align: center;">III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定義</td> <td style="text-align: center;">著しい損傷、劣化</td> <td style="text-align: center;">部分的な損傷、劣化</td> <td style="text-align: center;">通常</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">判断例 (吹付けパーミキユライト(ひる石))</td> <td style="text-align: center;">  大きく剥離が発生し、剥離部分以外にも亀裂等が見られる場合や、複数面にわたり多数の損傷の痕がある、深層までの </td> <td style="text-align: center;">  表面の一部に剥離が発生している場合や、局部的に変質劣化が見られる場合、柱、梁で囲まれた天井や壁面の2面以上に </td> <td style="text-align: center;">  剥離や劣化が見られない場合や、人為的な傷やへこみが局所的には少数あるが全体として表面劣化が見られない場 </td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	I	II	III	定義	著しい損傷、劣化	部分的な損傷、劣化	通常	判断例 (吹付けパーミキユライト(ひる石))	 大きく剥離が発生し、剥離部分以外にも亀裂等が見られる場合や、複数面にわたり多数の損傷の痕がある、深層までの	 表面の一部に剥離が発生している場合や、局部的に変質劣化が見られる場合、柱、梁で囲まれた天井や壁面の2面以上に	 剥離や劣化が見られない場合や、人為的な傷やへこみが局所的には少数あるが全体として表面劣化が見られない場	<p>判断例の掲載に伴う表の変更</p>
損傷、劣化状態	定義																					
I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。																					
II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。																					
III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。																					
損傷、劣化状態	I	II	III																			
定義	著しい損傷、劣化	部分的な損傷、劣化	通常																			
判断例 (吹付けパーミキユライト(ひる石))	 大きく剥離が発生し、剥離部分以外にも亀裂等が見られる場合や、複数面にわたり多数の損傷の痕がある、深層までの	 表面の一部に剥離が発生している場合や、局部的に変質劣化が見られる場合、柱、梁で囲まれた天井や壁面の2面以上に	 剥離や劣化が見られない場合や、人為的な傷やへこみが局所的には少数あるが全体として表面劣化が見られない場																			

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
-------	--------	-----------

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはⅠ又はⅡに分類すること。

(イ) 措置済み
(現行のとおり)

(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材

ア 点検頻度及び点検実施者 ～ イ 調査手順
(現行のとおり)

ウ 損傷、劣化の判断基準

損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設職員が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。

(ア) 未措置（露出）

損傷、劣化状態	定義
Ⅰ 著しい損傷、劣化	石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。
Ⅱ 部分的な損傷、劣化	石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。
Ⅲ 通常	石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはⅠ又はⅡに分類すること。

(イ) 措置済み
(現行のとおり)

(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材

ア 点検頻度及び点検実施者 ～ イ 調査手順
(現行のとおり)

ウ 損傷、劣化の判断基準

損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設職員が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。

(ア) 未措置（露出）

損傷、劣化状態	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
著しい損傷、劣化状態	著しい損傷、劣化	部分的な損傷、劣化	通常
定義	石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。	石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は損傷、劣化していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。	石綿含有保温材の保護材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。

判断例の掲載に伴う表の変更

保温材に関する記述の整理

	傷がある、繊維の垂れ下がりが見える、擦過傷の面積が大きい場合など	人為的な多数の損傷が存在する場合など	合
--	----------------------------------	--------------------	---

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
-------	--------	-----------

判断例 (保温材)	 保護材が剥離して、露出した保温材に劣化が見られる場合など	 保護材は劣化しているものの保温材は覆われている状態や、保温材が露出しているものの劣化が見られない場合など	 保温材の保護材に破損等がなく、保温材が露出していない場合
判断例 (耐火被覆材)	 大きく剥離している場合や、全面に損傷やひび割れがある場合など	 部分的な剥離、毛羽立ちや局所のひび割れ・破損がある場合など	 物理的損傷や劣化が見られない場合

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはⅠ又はⅡに分類すること。

(イ) 措置済み
(現行のとおり)

※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはⅠ又はⅡに分類すること。

(イ) 措置済み
(現行のとおり)

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p style="text-align: center;">点検頻度及び点検実施者</p> <p>1 点検頻度</p> <p>各施設の点検頻度については以下のとおりとする。なお、損傷、劣化状態については、直近の点検結果を参照すること。</p> <p>（以下、現行のとおり）</p> <p>2 点検実施者</p> <p>（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p style="text-align: center;">点検頻度及び点検実施者</p> <p>1 点検頻度</p> <p><u>(1) 通常点検</u></p> <p>各施設の点検頻度については以下のとおりとする。なお、損傷、劣化状態については、直近の点検結果を参照すること。</p> <p>（以下、現行のとおり）</p> <p><u>(2) 緊急点検</u></p> <p><u>地震、台風、暴風雨等の自然災害による施設の被災後及び不具合等の発生時には、施設管理者は緊急点検を実施すること。</u></p> <p><u>点検は通常点検と同様に行うが、安全確保に十分留意し、状況に応じて専門業者等に依頼して対応すること。</u></p> <p><u>点検等の結果、アスベストの飛散のおそれが確認された場合は、ばく露・飛散防止のため、応急措置（立入禁止、シート等による飛散防止措置、散水等）を行うとともに、必要に応じて大気中又は室内環境の濃度測定を行うこと。</u></p> <p>2 点検実施者</p> <p>（現行のとおり）</p>	<p>緊急点検と区分するための項目名の追加</p> <p>緊急点検の規定の追加</p>